平成２４年（フ）第１４６号
千葉県山武郡大網白里町富田14番地３
債務者　中川志津枝（旧姓福士）
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２６１号
相模原市南区双葉２丁目６番14号
債務者　小川　　誠
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３１８号
相模原市緑区相原４丁目15番33号　203
債務者　高城　裕泰
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３３０号
相模原市中央区星が丘１丁目14番８号　メゾンド・コート星ケ丘203
債務者　工藤　　均
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３３３号
相模原市南区若松６丁目13番２号　サンプラザ若松102号
債務者　功刀　弘行
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３４２号
相模原市緑区下九沢1534番地２　グレイスヴィラ202
債務者　廣瀬　　肇
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３４６号
相模原市緑区原宿４丁目５番24号　202号室
債務者　鈴木　ヨシ
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３４７号
相模原市緑区原宿４丁目５番24号　202号室
債務者　鈴木　宏之
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３６７号
相模原市緑区長竹2689番地
債務者　小泉　一紀
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３８２号
相模原市緑区東橋本２丁目８番７号　ヴィーヴル橋本101
債務者　板井　誠哉
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第８３４号
堺市堺区南庄町２丁１番15号
債務者　武知　光子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８７７号
大阪府富田林市喜志町２丁目１番10―603号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘９丁目11番35号ハイツナオ202号
債務者　神原　徳子（旧姓安部・村上）
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９０２号
堺市東区南野田335番地１　コスモ北野田405号
債務者　中内　京子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９１０号
大阪府藤井寺市小山９丁目９番34号
債務者　宮﨑美津江（旧姓車垣）
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９１４号
堺市中区深井沢町3286番地　ラ・フォンテ502号
債務者　池内　鈴華
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９１６号
堺市南区原山台５丁１番８―302号
債務者　今井　照夫
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９１９号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149―１―201号、前住所大阪府河内長野市小山田町2827番地の19
債務者　日高　一行
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係